

未処分床が十五億六百万円となっています。

これらが平成十三年五月に県が命じた「是正命令」の内容であり、定款違反の資金の流れです。不正流用の責任について、調査を重ねていますが、組合の幹部、デベロッパやコンサルタントなどの関係者からは、「私の責任で資金を動かした」とか「役員会の決定による」といった供述は、誰からも得られず、また、認める者もいませんでした。

三月の最終報告で具体的な使途・責任論について明らかにしたいと思っています。

## アルネに係る「裁判」の内容について

中央街区組合といわゆる県の是正命令に反対した権利者との間の訴訟は①平成十三年の賦課金の賦課決定等に関する決議無効の確認を求める総会決議無効確認請求事件②反対派権利者が所有するアルネ不動産の滞納処分（差押）の取消を請求した滞納処分取消請求事件③㈱大黒屋が組合から取得した保留床の売買代金残金と組合からの貸付金をあわせると約一億四千三百万円の組合への支払を求めた売買代金等請求事件、及び④㈱大黒屋及び㈱林容平商店が支払うべき仮設店舗賃料等約三千九百万円を請求する賃料等請求事件の四つ

の訴訟です。平成十七年九月一日の二審判決

（広島高裁）で、反対派権利者の請求は棄却され、総会決議無効確認請求事件及び滞納処分取消請求事件については、一部の反対派が最高裁に上告したものの、平成十八年七月四日に最高裁が上告を棄却し、中央街区組合側の主張が、裁判において認められることになったもので、この判決をもって、中央街区組合内部の裁判は終結しているものです。

## 林氏及び大黒屋に関する裁判の結果について

中央街区組合が㈱大黒屋に求めた損害賠償金は、①増床に対する未払金二千七百一万円、②貸付金九千五百八十八万円、③登記費用の代替分二百二十八万円、④仮設店舗使用料未払分三千六百五十万円など、約一億二千六百万円に及んでいます。この訴えに対して、㈱大黒屋は、追加補償費が残っていると、約八千万円の相殺を求めて対抗していました。結果は、㈱大黒屋が敗訴し、約一億二千四百万円の賠償を命じる判決が確定しています。また、㈱大黒屋に対しては、賦課金約三億円が残っており、合わせて約四億二千四百万円が、現在も未収金として残っています。しかし、㈱大黒屋は社名を変更、破産申し

立て処理が行われ、また、林泰史氏本人も自己破産を申し立て、現在、処理中です。

結局、中央街区組合は、約四億円に及ぶ㈱大黒屋に対する債権がまったく回収できない状況になっています。

中央街区組合においては、法の壁で債権回収が進まず、今日、一般権利者は大きな犠牲を強いられていることを鑑みれば、林氏のやり方を厳しく批判しておきます。

## 中央街区組合役員への「貸付金」について

中央街区組合幹部を含めた十三人の権利者に対する組合からの個人への定款違反の貸付金は、約三億九千六百万円であり、回収が進められており、貸付金残額は、十人分で約一億七千万円となっています。なお、詳細な内容については、最終報告で明らかにします。

## 全体準備組合と資金の流れについて

全体準備組合は、南新座再開発組合、吹屋町組合、中央街区組合の三つの再開発組合を「総まとめ」してきた「権利者の任意組合」であり、津山市の再開発事業の中心的役割を